

2026年1月5日

## 各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト  
 代表者名 代表取締役社長 サイモン・グロヴィッチ  
 (スタンダードコード: 3350)  
 問 合 せ 先 I R 部 長 中 川 美 貴  
 電 話 番 号 03-6772-3696

**第三者割当により発行された第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の  
月間行使状況に関するお知らせ**

当社が 2025 年 6 月 23 日に発行した、EVO FUND を割当先とする第 20 回乃至第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）に関する、2025 年 12 月における月間行使状況について、以下のとおりお知らせいたします。

1 銘柄名	①株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権	②株式会社メタプラネット第 21 回新株予約権	③株式会社メタプラネット第 22 回新株予約権
2 対象月間の交付株式数	0 株	0 株	0 株
3 対象月間に行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	0 個 (発行総数 1,850,000 個 に対する割合 : -%))	0 個 (発行総数 1,850,000 個 に対する割合 : -%))	0 個 (発行総数 1,850,000 個 に対する割合 : -%))
4 対象月の前月末時点における未行使新株予約権数	284,400 個 (28,440,000 株)	1,850,000 個 (185,000,000 株)	1,850,000 個 (185,000,000 株)
5 対象月の月末時点における未行使新株予約権数	0 個 (0 株)	0 個 (0 株)	0 個 (0 株)

※発行総数に対する割合は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

2025 年 11 月 20 日付「第 20 回乃至第 22 回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第 23 回及び第 24 回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（リファイナンス）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」で開示したとおり、2025 年 11 月 28 日以降も行使を停止しており、2025 年 12 月 8 日に取得のうえ消却しております。

## 6. 対象月間における行使状況

### ①株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
12 月 1 日 (月)	—	—	637	—
12 月 2 日 (火)	—	—	637	—
12 月 3 日 (水)	—	—	637	—
12 月 4 日 (木)	—	—	637	—
12 月 5 日 (金)	—	—	637	—
12 月 8 日 (月)	—	—	637	—

②株式会社メタプラネット第21回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
12月1日(月)	—	—	637	—
12月2日(火)	—	—	637	—
12月3日(水)	—	—	637	—
12月4日(木)	—	—	637	—
12月5日(金)	—	—	637	—
12月8日(月)	—	—	637	—

③株式会社メタプラネット第22回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
12月1日(月)	—	—	637	—
12月2日(火)	—	—	637	—
12月3日(水)	—	—	637	—
12月4日(木)	—	—	637	—
12月5日(金)	—	—	637	—
12月8日(月)	—	—	637	—

7. 行使制限に関する状況（上場規程第434条に基づく行使制限の遵守状況）

① 全ての回号を合算した交付 株式数	② 発行の払込日時点における 上場株式数	③ 行使制限に係る行使比率 (①/②)
一株	600,714,340株	-%

※行使制限に係る行使比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

各本新株予約権の行使価額は、2025年6月25日(水)に初回の修正が行われ、以後、3取引日が経過するごとに修正されます(以下、「修正日」といいます。)。

行使価額は、修正条項に基づき、修正日に先立つ連続する3取引日の各取引日(ただし終値が存在しない日を除きます。)における当社普通株式の普通取引終値の平均値に対し、第20回新株予約権については100%、第21回新株予約権については101%、第22回新株予約権については102%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。ただし、当該金額が下限行使価額(637円)を下回る場合は、下限行使価額といたします。なお、2025年9月17日公表の「第20回乃至第22回新株予約権の下限行使価額の調整に関するお知らせ」で、同日以降適用で777円を637円に下限行使価額の調整をしております。

なお、2025年10月10日付「第三者割当により発行された第20回乃至第22回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の行使停止指定に関するお知らせ」で開示したとおり、2025年10月20日(当日を含む。)から2025年11月17日(当日を含む。)までの20取引日の期間は、行使を停止しております。さらに、2025年11月20日付「第20回乃至第22回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第23回及び第24回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)(リファイナンス)の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」で開示したとおり、2025年11月28日以降も行使を停止しており、2025年12月8日に取得のうえ消却しております。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年6月6日公表の「第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権(行使価額修正条項付及び行使停止条項付)の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

以上